

議案第 4 4 号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成22年 6 月10日提出

天理市長 南 佳 策

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年 3 月天理市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前条第 2 項」を「第 8 条第 2 項」に改め、「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 任命権者は、3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第 8 条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 6 月30日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日以後の日を改正後の第 8 条の 3 第 2 項又は第 3 項の規定により時間外勤務の制限を請求する一の期間の初日として当該請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則で定めるところにより、当該請求を行うことができる。